

2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

調査概要

【調査期間】

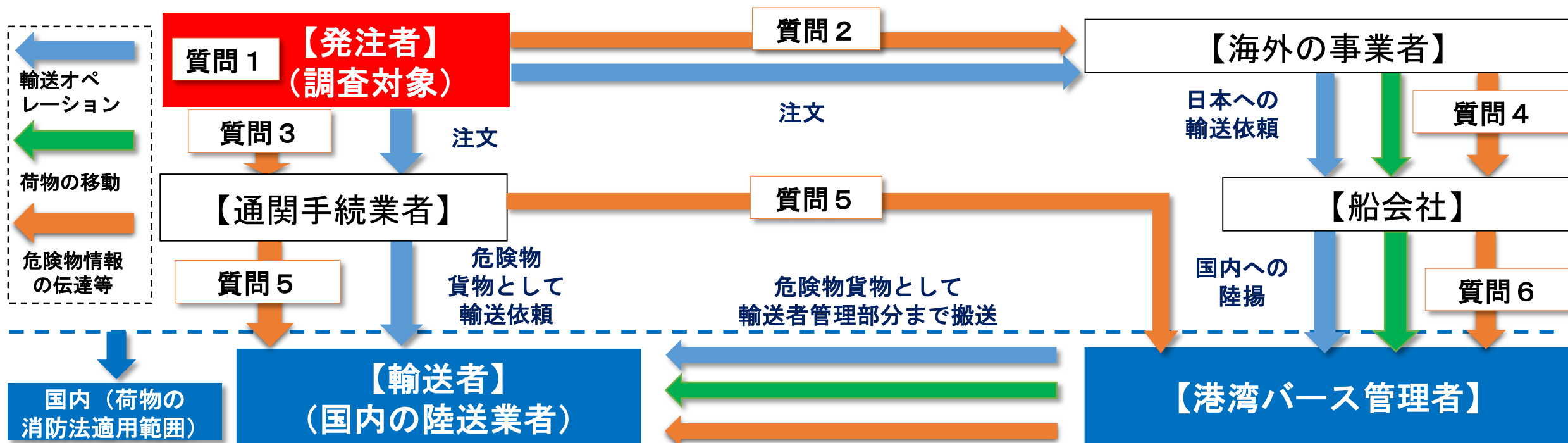
令和3年9月21日～同年10月29日

【調査対象】

一般社団法人日本化学工業協会に加入する23社及び一般社団法人日本化学品輸出入協会に加入する17社の計40社

【調査項目】

下図の海外から国内への危険物情報の伝達イメージを基に、関係事業者間における危険物情報の伝達がどのように実施されているかを調査



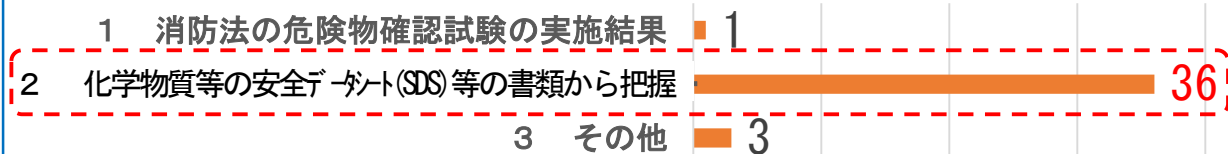
2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

調査結果

日本化学工業協会、日本化学品輸出入協会への実態調査

40社から回答を得た。回答は選択肢から主たる1つを選択回答。（単位：社）

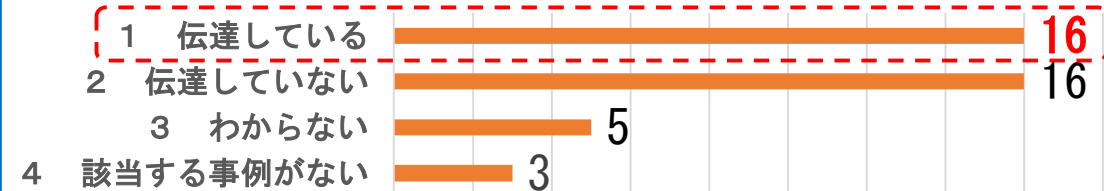
（質問1）危険物に該当するかの確認方法



- ・ 「2 化学物質等の安全データシート(SDS)※等の書類から把握」が90%と最も多く、次いで「3 その他」が7.5%、「1 消防法の危険物確認試験の実施結果」が2.5%であった。
- ・ 「3 その他」には購入先商社からの情報収集等があった。

※：安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）とは、化学品（化学物質又は混合物）の安全性に関する様々な情報を記載した文書のこと。

（質問2）海外の事業者への危険物情報の伝達



- ・ 「4 該当する事例がない」を除いた場合、「1 伝達している」の占める割合は43.2%。「2 伝達していない」及び「3 わからない」の占める割合は56.8%。
- ・ 約半数の発注者が海外の事業者へ伝達している。

（質問3）通関手続業者への危険物情報の伝達



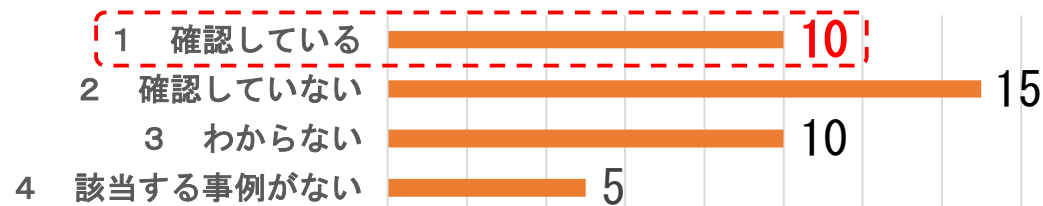
- ・ 「4 該当する事例がない」を除いた場合、「1 伝達している」の占める割合は89.2%と非常に高く、多くの場合、危険物情報が発注者から通関手続業者に伝達されていると考えられる。

2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

調査結果

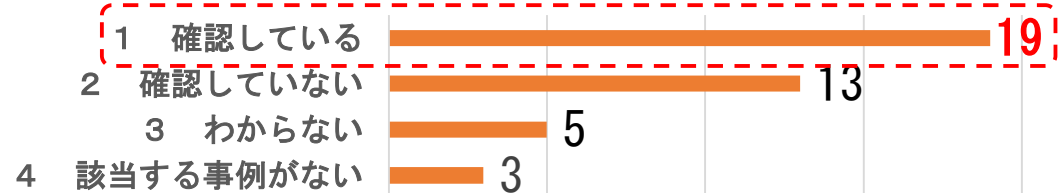
日本化学工業協会、日本化学品輸出入協会への実態調査

(質問4) 海外の事業者から船会社への危険物情報の伝達



- 「4 該当する事例がない」を除いた場合、「1 確認している」の占める割合は28.6%。「2 確認していない」及び「3 わからない」の占める割合は71.4%。
- 質問4～質問6の中で「1 確認している」の割合が最も少ない。

(質問5) 通関手続業者から輸送者及び港湾バース管理者への危険物情報の伝達



- 「4 該当する事例がない」を除いた場合、「1 確認している」の占める割合は51.4%。「2 確認していない」及び「3 わからない」の占める割合は48.6%。
- 質問4～質問6の中で「1 確認している」の割合が最も多い。

(質問6) 船会社から港湾バース管理者への危険物情報の伝達



- 「4 該当する事例がない」を除いた場合、「1 確認している」の占める割合は34.3%。「2 確認していない」及び「3 わからない」の占める割合は65.7%。

2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

関係事業者間における危険物情報の伝達に係る 取り組み事例（※自由記述より抜粋）

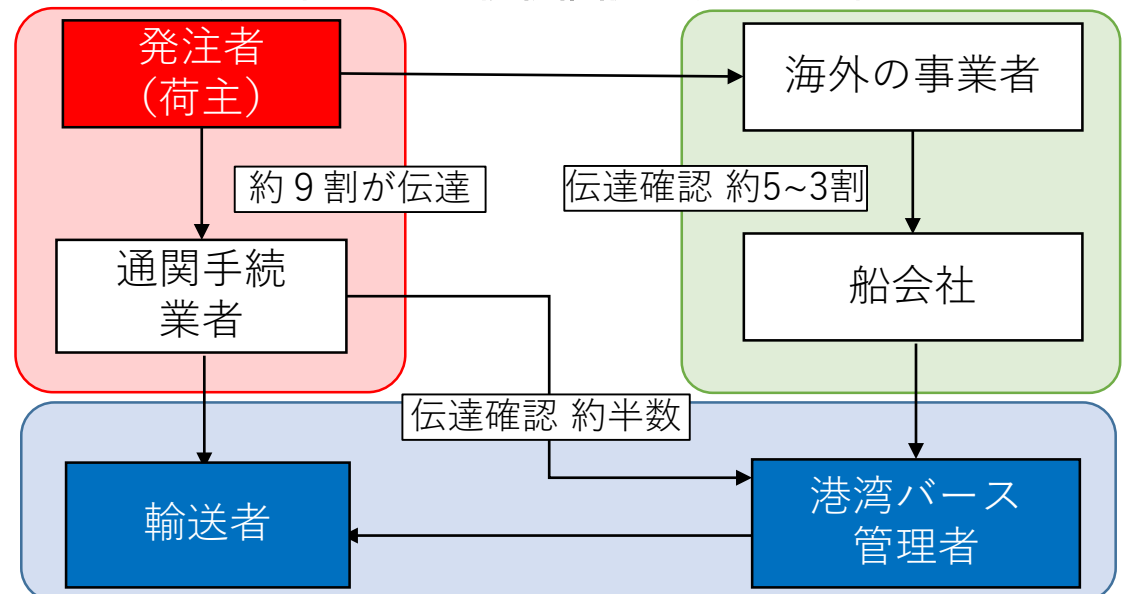
- ・ 海外の事業者へ危険物情報を伝達する理由として、輸入時において、国内法に準拠したパッキングやラベル貼付け等の対応が必要になる際に、サプライヤー等海外事業者に対応していただく必要があるため。（A社）
- ・ 船会社への危険物情報の伝達方法として、荷物の外部に消防法の危険物に該当するラベル等を表示しており、船会社はそのラベルを確認することとしている。（B社）
- ・ 通関手続き業者から輸送者への危険物情報の伝達方法として、当社が作成したイエローカードを渡している。（C社）
- ・ 輸入する商品はあらかじめSDSを作成しており、消防法該当であれば予め海外の製造者に消防法対応イエローカードラベルを送付し、現地輸出時にラベルの貼付を依頼している。（D社）
- ・ 船会社から港湾のバース管理者へ危険物情報が伝達されたことについて報告を求めている。（E社）

各事業者の取り組みから、**消防法の危険物に該当する旨のラベル貼付**や**イエローカードによる危険物情報の伝達**、**関係者から危険物情報が伝達されたことについて報告を求めること等の推奨事例**が得られた。

実態調査分析結果 まとめ

- ・ 発注者から通関手続き業者への危険物情報の伝達は、該当する37社中33社（約90%）が実施している。
- ・ 一方、通関手続き業者から輸送者及び港湾バース管理者への危険物情報の伝達確認や、発注者から海外の事業者への危険物情報の伝達は、約半数程度にとどまり、さらに海外の事業者から船会社、船会社から港湾バース管理者への伝達の確認は約3割程度と少ない状況で、確実に危険物情報が共有されたかが不透明であることが分かった。
- ・ 今回の調査結果から、海外から国内へ輸入されるコンテナの危険物情報をより確実に伝達を行うためには、**発注者（荷主）から関係事業者へのより一層確実な情報伝達が必要なが改めて分かった。**

《発注者からの危険物情報の伝達及び確認状況》



2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法

現在の状況

これまでの消防庁の取り組み

消防庁では、令和2年2月に東京都品川区で発生したコンテナトレーラー内のドラム缶に収納された危険物が流出する事故で、事故対応時に当該物品の詳細な危険物情報がなく消防活動が遅延したことを踏まえ、輸送者に相当する事業者団体（※）宛てに「港湾地区での危険物輸送時における関係事業者間での情報共有について」の依頼文を発出。

※輸送を担当する事業者団体

日本危険物物流団体連絡協議会、日本危険物コンテナ協会、
日本危険物倉庫協会、日本タンクターミナル協会

実態調査・事故事例

- ・今回、日本化学工業協会及び日本化学品輸出入協会に加入する企業40社に対し実施した実態調査から、荷物の危険物情報を把握する発注者（荷主）から通関手続業者へはほぼ確実に危険物情報が伝達されているものの、**その他の関係者事業者への伝達は必ずしも十分に行われていない状況が分かった。**
- ・また危険物情報に関するラベル貼付やイエローカード、報告の求め等の推奨事例が得られた。
- ・また**過去の事故事例からも関係事業者間における危険物情報の共有が重要**であることが確認された。

対応（案）

協力依頼先の拡大

これまでの消防庁の依頼文で対象としていた輸送を担当する事業者団体以外の、荷物の危険物情報を把握する荷主で構成される業界団体へイエローカードの携行の徹底による危険物情報の適切な伝達や関係者に必要な情報を伝達することによる運搬前後の危険物の貯蔵・取扱いに係る消防法令の遵守徹底を依頼し、関係事業者間における危険物情報の共有を図ることはどうか。